

## 9. 地域支え合い体制づくり事業について

### (1) 地域の支え合い活動の立ち上げ支援等に係る事業分について

地域支え合い体制づくり事業は、NPO法人や福祉サービス事業者等の共同による見守り活動チーム等の人材育成、地域資源を活用したネットワークの整備、NPO法人等による新規事業の立ち上げや活動拠点の整備など、地域における日常生活の支援に資する様々な取組に活用が可能である。平成24年4月に施行される改正介護保険法では、地域包括ケアの実現に向けて、医療や介護のほか、日常生活支援のための施策の推進も国・地方公共団体の責務とされたところである。このため、市町村では、必要に応じて、これらの施策を平成24年度からの第5期介護保険事業計画に位置づけて推進することとなる。

このため、地域支え合い体制づくり事業については、特に、第5期介護保険事業計画の初年度における地域支え合い体制づくりの支援等のため、平成24年度末まで実施期間を延長したところである。各都道府県・市町村におかれては、日常生活支援のための施策の推進に資するよう、本事業を活用いただきたい。

また、本事業が、特定の事業者のみならず広く関係者に活用され、事業の効果的な実施に資するよう、管内の地域住民、高齢者や障害者等とその家族、医療・介護・福祉事業関係者等に対する広報に努めていただきたい。

(参考) 改正法第5条第3項(新設・平成24年4月施行)

国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

### (2) 東日本大震災による被災者生活支援に係る事業分について

東日本大震災により被災した地域の被災者生活支援を目的として、被災県の介護基盤緊急整備等臨時特例基金の地域支え合い体制づくり事業分について、平成23年度第一次補正予算においては70億円を、平成23年度第三次補正予算においては90

億円を積み増すとともに、平成24年度末まで実施期間を延長したところである。

本事業では、例えば、仮設住宅の高齢者の安心した日常生活を支えるため、総合相談、居宅サービス、生活支援サービス、地域交流などの総合的な機能を有する「介護等のサポート拠点」の設置・運営を推進しており、岩手県、宮城県、福島県では、合計103ヶ所のサポート拠点の設置・運営に取り組まれている。(平成24年2月1日現在(予定含む))

サポート拠点は、応急仮設住宅における高齢者等の日常生活を支えるために有効な取組であると考えており、被災県においては、引き続き必要な地域への増設を含めたサポート拠点の設置・運営を推進していただくとともに、仮設住宅以外も含めて被災者生活支援に本事業を活用していただきたい。